

失業等給付の拡充(暫定措置の見直し)(雇用保険法関係)

改正の趣旨

リーマンショック時に創設した失業等給付の暫定措置については、その期限が平成28年度末までとなっていることから、必要な措置を行う。

現行の内容(平成28年度末までの暫定措置)

1. 解雇・倒産等により離職した者等のうち、次のいずれかに該当し、就職が困難であると認められた者については、通常の所定給付日数に加え、60日間延長。
 - (1)45歳未満の求職者のうち、安定した就業の経験が少なく、離転職を繰り返している者
 - (2)雇用情勢の悪い地域に居住する者
 - (3)公共職業安定所長が、特に再就職のための個別支援を行う必要があると認めた者(個別支援)
2. 雇止め等により離職した者については、通常は一般の離職者と同じ給付日数(90~150日)であるところ、暫定的に、解雇・倒産等により離職した者と同じ給付日数(90~330日)に拡充。

改正の内容【平成29年4月1日施行】

- 暫定措置を終了する一方で、以下の措置を行う。
 - ・ **雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を60日延長する暫定措置を5年間実施。**
また、**災害により離職した者の給付日数を原則60日(最大120日)延長**できることとし、震災時の機動的な対応を可能にする。
 - ・ **雇止めされた有期雇用労働者の所定給付日数を倒産・解雇等並みにする暫定措置を5年間実施。**

失業等給付の拡充(基本手当の拡充①)(雇用保険法関係)

改正の趣旨

失業等給付の暫定措置が終了すること等を踏まえ、所定給付日数内の就職率が低い層について、所定給付日数を拡充する。

現行の内容

- 倒産・解雇等により離職した者の給付日数については、一般の離職者よりも長い日数としている。(一般の離職者：90日～150日、倒産・解雇等により離職した者：90日～330日)

改正の内容【平成29年4月1日施行】

- 所定給付日数終了までに就職した割合(※)が低いことから、倒産・解雇等により離職した30～45歳未満の者の所定給付日数を引き上げる。

※ 倒産・解雇等による離職者全体：53.3%、被保険者期間1～5年の30～45歳の層：約40%

年齢	被保険者期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	90日 ⇒ 120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	90日 ⇒ 150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

失業等給付の拡充(基本手当の拡充②)(雇用保険法関係)

改正の趣旨

賃金日額の下限額が最低賃金を下回る状態となったことから、上限額と併せて賃金日額の水準を見直す。

現行の内容

- 基本手当の日額は、賃金日額(※1)に50~80%(※2)の給付率を乗じて算出しているが、賃金日額については、一定の上限額及び下限額を設定している。
※1 離職前6か月に支払われた賃金の総額を180で割った額 ※2 60~65歳は45~80%
- 賃金日額は、法定の額を毎年の平均給与額の変化率に応じて自動変更した額を適用している。
- 近年、最低賃金が引き上げられた結果、平成28年の下限額が最低賃金を下回る状況となっている。
※ 平成28年の最低賃金の全国加重平均(823円)で就労した場合の賃金：**2,351円**(日額に換算) > 下限額：**2,290円**

改正の内容【平成29年8月1日施行】

- 賃金日額について、直近の賃金分布等をもとに、上・下限額等の引上げを行う。
⇒基本手当日額は**136円~395円**増加。これにより基本的に全受給者の給付水準が向上。
※下限額については賃金分布下位5%の1/2、上限額については上位12.5%を基準とする。

	30歳未満	30歳以上45歳未満	45歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満
上限額(給付率50%又は45%)	13,370円(12,740円)	14,850円(14,150円)	16,340円(15,550円)	15,590円(14,860円)
屈折点(給付率が50%又は45%となる点)	12,090円(11,610円)			10,880円(10,460円)
屈折点(給付率が80%となる点)	4,920円(4,580円)			
下限額(給付率80%)	2,460円(2,290円)			

※ () 内は現在の適用額

- 今後は最低賃金との逆転が生じないよう、賃金日額の下限額が最低賃金を基礎として算出された賃金日額を下回る場合には、当該最低賃金日額を下限額とする。

失業等給付の拡充(教育訓練給付の拡充)(雇用保険法関係)

改正の趣旨

在職者の中長期的なキャリアアップを支援するため、専門実践教育訓練給付(※)による支援を強化する。
(※) 訓練期間が長く、専門性が高いものが対象。業務独占資格(看護師等)、専門職学位課程(MBA等)など

現行の内容・改正の内容【平成30年1月1日施行】

- 給付率を、費用の**最大70%**に引き上げる。

給付水準

・ 教育訓練に要した費用の**40%** (資格取得等した場合は+20%) 合計 60%



50%に拡充



合計 70%に拡充

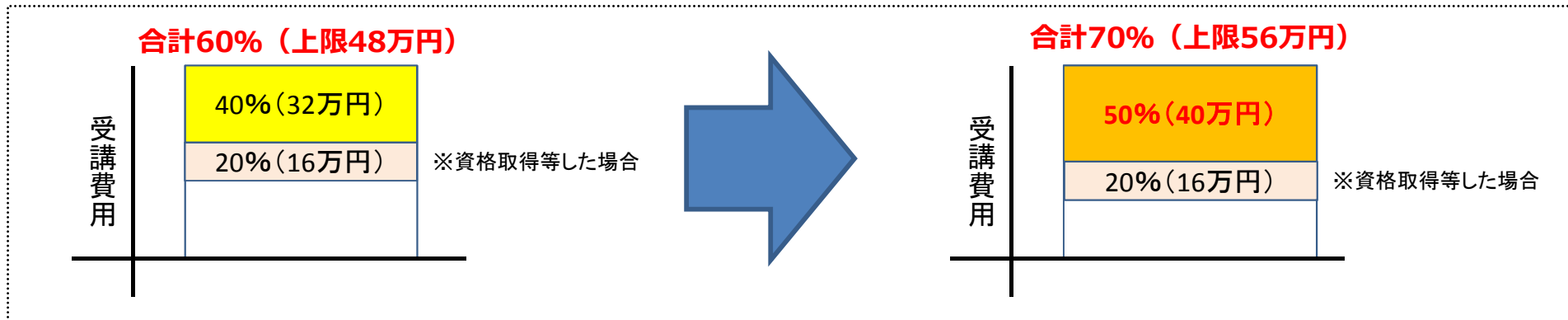
・ 年間上限**32万円** (資格取得等した場合は+16万円) 合計 48万円



40万円に拡充



合計 56万円に拡充



- 45歳未満の離職者に対しては、受講期間中に基本手当の**50%**相当額を教育訓練支援給付金として支給 (平成30年度までの暫定措置)



平成33年度まで延長



80%に拡充